

ご出店についての主な条件

1. 営業項目

- a) 募集致します業種は、「募集業種一覧表」(P12参照)に記載の通りです。
- b) 業種及び取扱品目は、鹿屋商工会議所の承認するものに限りませす。
- c) 変更、追加についても部会の承認を必要とします。

2. 予約契約

御出店者と鹿屋商工会議所にて、出店条件等合意後、直ちに賃貸借予約契約を締結致します。

3. 本契約

賃貸借本契約は、内装工事着手前までに締結致します。

4. 契約面積

壁心・柱心で計算した実行面積を契約面積と致します。

5. 契約期間

契約期間は本契約締結日から、10年と致します。以降の更新時期については賃貸借契約で定めます。

6. 敷金

- a) 敷金は、「敷金・賃料一覧表」(P12参照)のとおりです。
- b) 敷金は、月額固定賃料の15ヶ月に相当する額と致します。
又、敷金は契約期間中、鹿屋商工会議所がお預かり致します。
- c) 敷金は無利息と致します。
- d) 敷金の預託方法と時期は次の通りです。

振込時期	振込額
第1回 予約契約締結時	賃料の3ヶ月分
第2回 本契約締結時	賃料の12ヶ月分

- e) 開店前に、御都合で解約される場合は、敷金総額の20%相当額を違約金としていただきます。
- f) 敷金を他に譲渡したり、担保に供する等、一切の処分をすることは致しません。

7. 賃賃料

- a) 店舗賃料は固定賃料とし、「敷金・賃料一覧表」(P12参照)によります。
- b) 賃料の改定については賃貸借予約契約で定めます。

8. 出店者の決定

御出店については鹿屋商工会議所の定める方法にて決定させていただきます。
また、店舗配置につきましても調整後、決定させていただきます。
なお、選考方法については、一切公表いたしません。